

平成 29 年 3 月 15 日

## Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国 際 投 信 株 式 会 社  
東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

### 【ETF】『MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信』設定・上場について

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長:松田 通<sup>まつだ とおる</sup>)は、『MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信』を平成 29 年 4 月 4 日(火)に新規に設定し、4 月 5 日(水)に東京証券取引所へ上場することをお知らせ致します。

上場取引所	東京証券取引所
銘柄コード	1492

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式 中小型株	年2回	日本	(JPX 日経中小型株指数)

\*商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

#### 【 三菱UFJ国際投信のETFシリーズブランド「MAXIS(マクシス)」について 】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズのブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客様の投資の中心軸(AXIS)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。



**MAXIS**



**MAXIS**

## ファンドの設定にあたって

中小型株式は、高い成長期待が投資魅力ではあるものの、銘柄選定の難しさや流動性が低いことから、中小型株式投資を敬遠される方もいらっしゃると思います。

このたび弊社では、上場投資信託（ＥＴＦ）の特長を活かして、「MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信」を設定いたしました。

当ＥＴＦはJPX 日経中小型株指数に連動する投資成果をめざします。当該指数は、上場する中小型銘柄の中から、資本の効率的活用や持続的な企業価値の向上などを意識した経営を行っている企業を厳選している指数です。

当ＥＴＦへ投資することにより厳選された中小型株式銘柄への分散投資が可能となります。

なお、当ＥＴＦは東京証券取引所に上場予定であり、皆様に中長期的に投資していただけるよう、信託報酬は0.54%（税抜0.5%）と低く抑えています。

当ＥＴＦが受益者の皆様の資産形成に資するよう、運用に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2017年3月

三菱ＵＦＪ国際投信

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

対象指数(JPX 日経中小型株指数)の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

JPX 日経中小型株指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

JPX 日経中小型株指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに対する投資として運用することを目的とし、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をJPX 日経中小型株指数の変動率に一致させるよう運用を行います。

個別銘柄の株数の比率は、JPX 日経中小型株指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。

### <JPX 日経中小型株指数について>

JPX 日経中小型株指数とは、東京証券取引所の第一部、第二部、マザーズ、JASDAQを主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、売買代金、ROE等を基に原則200銘柄を選定し算出される株価指数です。

JPX 日経中小型株指数は、2016年(平成28年)8月31日の時価総額を10,000ポイントとして、東京証券取引所および日本経済新聞社が算出・公表しています。<sup>(注1)</sup>

算出対象銘柄の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連續性を維持するため、基準時の時価総額(基準時価総額)を修正します<sup>(注2)</sup>

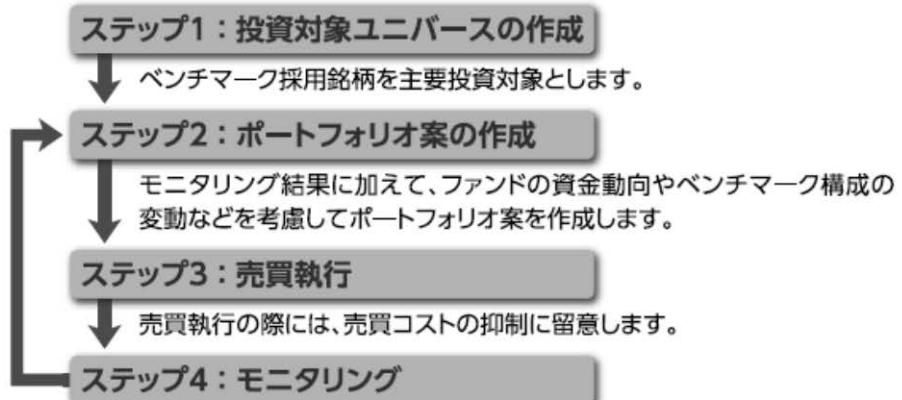
(注1) 算出方法: 算出時の時価総額 ÷ 基準時価総額 × 10,000

(注2) 基準時価総額の修正方法:

新・基準時価総額

= 旧・基準時価総額 × (修正日前営業日の時価総額 + 修正額) ÷ 修正日前営業日の時価総額

### <運用プロセスのイメージ>



一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

## ■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

### 受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所(2017年4月5日に新規上場予定)

### 取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

### 受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

## ■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。



年2回の決算時(1・7月の各16日)に分配を行います。

- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2017年7月16日です。)

## ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客様の投資の中心軸(AXIS)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

### 「JPX 日経中小型株指数」の著作権について

「JPX 日経中小型株指数」は株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)と株式会社日本経済新聞社(以下、「日本経済新聞社」といいます。)によって開発された手法によって算出される著作物であり、東京証券取引所と日本経済新聞社は、「JPX 日経中小型株指数」自体および「JPX 日経中小型株指数」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「JPX 日経中小型株指数」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて東京証券取引所と株式会社日本取引所グループ、及び日本経済新聞社に帰属しています。

ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、東京証券取引所と日本経済新聞社は、その運用およびファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

東京証券取引所と日本経済新聞社は「JPX 日経中小型株指数」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

東京証券取引所と日本経済新聞社は「JPX 日経中小型株指数」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX 日経中小型株指数」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



## 投資リスク

### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

#### 価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

#### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

ファンドは、中小型株を主要投資対象としているため、大型株を中心に投資する場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

### ■他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ ファンドは、交換時期に制限があるのでご留意ください。
- ・ ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・ コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

### ■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

取引所を通してお取引されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2017年4月4日(2017年4月5日)
信託期間	無期限
決算日	毎年1・7月の16日
ベンチマーク	JPX 日経中小型株指数
取引所における売買単位	1口単位
<b>【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】</b>	
<b>■取引所を通してお取引される場合に直接ご負担いただく費用</b>	
売買委託手数料	取引所を通してお取引される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料が異なりますので、その上限額を表示することができません。)
<b>■保有期間に間接的にご負担いただく費用</b>	
信託報酬	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①日々の純資産総額に対して、年率0.54%(税抜 年率0.5%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品貸料の54%(税抜 50%)以内の額
ファンドの上場に係る費用	2017年4月4日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(54万円(税抜 50万円)))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.0648%(税抜 年率0.06%))(上限)をかけた額
その他費用(*)	ファンド内での売買に伴う売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等
(※)「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

取得申込・交換請求されるお客さま向け	
上場市場	東京証券取引所
設定日(上場日)	2017年4月4日(2017年4月5日)
信託期間	無期限
決算日	毎年1・7月の16日
ベンチマーク	JPX 日経中小型株指数
取引所における売買単位	1口単位
取得申込みの受付	継続募集期間において、原則として、取得申込みができます。ただし、取得申込みができない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等 お申込みメモ」をご覧ください。
申込単位等	1ユニット以上1ユニット単位 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。 (申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。) 申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。また、申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。
申込価額	申込受付日の基準価額
交換請求の受付	2017年6月1日以降において、その請求の翌営業日を受付日として、受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換を請求できます。ただし、交換の請求ができない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 なお、解約の請求はできません。
交換単位等	委託会社が定める一定口数 受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。
<b>【お客さまには以下の費用をご負担いただきます。】</b>	
<b>■申込時に直接ご負担いただく費用</b>	
申込手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
<b>■交換時に直接ご負担いただく費用</b>	
交換手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
信託財産留保額	純資産総額の年 0.50%以内(委託:0.46%、受託:0.04%) <レンディング分>品貸料の 50%以内。委託と受託で折半。
<b>■保有期間に間接的にご負担いただく費用</b>	
信託報酬	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①日々の純資産総額に対して、年率 0.54%(税抜 年率 0.5%)以内をかけた額 ②有価証券の貸付の指図を行った場合、その品貸料の 54%(税抜 50%)以内の額
ファンドの上場に係る費用	2017年4月4日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して 0.0081%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して 0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大 0.0081%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(54万円(税抜 50万円)))
対象指数についての商標の使用料	対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率 0.0648%(税抜 年率 0.06%))(上限をかけた額)
その他費用(*)	ファンド内での売買に伴う売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等
(*)「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年3月15日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上